

年金受給者が何故雇用を継続したがらないかという理由は、そのような例のうち76%が健康状態が悪く、16%が（かれら自身もしくは子供の家政で）家庭の世話をしており、4%が十分な生活水準の状態にあるという例を含んでいる。健康状態の悪いのは、65歳以上の年金受給者の年齢になった人びとの間で多い。女子は男子よりも家庭の世話をする例が多く、その比率は後者の4%に対して前者が20%で、男子は女子よりも社会保障給付の適切さについて言及する例が多く、その比率は後者の3%に対して、前者が5%である。年金受給者のうち、0.2%だけが雇用について管理・運営上の障害があると訴えていた。

筆者達は年金給者のために適切な就労の場所を計画する役割をもつ組織として、経済学者、労働組合代表、および老人医学専門家の委員会を創設するように勧告している。そのような計画は地方レベルの社会保障管理機関もしくは職業安定所で年金受給者に利用できるであろう。

*Puti vovlecheniya v obskehestvennoe proizvodstvo
lits pozhilovo vozrasta, Sotsialnnoe obespechenie, No.3,
1973, pp.32-36; No. 45, '74/'75.*

失業保険

B. Haklay

(イスラエル)

本稿には、概念の発達と段階的な実施の各時期における評価、および関連を有する法律の分析が論述されている。

「労働」の概念は社会経済的とともに個人的な意味をもっており、双方の意

味をしっかりと把握することはイスラエルにおける失業給付制度の歴史的な評価の理解を容易にする。ある意味では、そのような制度はイスラエルで知られている社会保障の概念に属しないかも知れない。社会保障は、主として老齢者もしくは経済的弱者にのしかかるニーズを緩和するものとみなすことはできるが、失業保険は大量失業を引きおこす原因を除去する方向、もしくは、完全雇用の方向を目指している。

歴史的には、失業保険の公的な委員会がその基本的な原則を定めた1949年に遡ることになる。1950年代には、政府は波のように押し寄せた新らしい移住者に含まれた失業者を吸収する手段として、救済活動で労働を促進した。1961-1964年の期間には、労働省の管理機関は救済労働と公的な投資計画を優先的に用いながら、その問題に対する法律的な解決に反対していた。

救済労働が仕事のない状態に立向うには不十分であることを証明したのは、1966-1967年の景気後退の結論の1例であった。これらの雇用造出制度は専門職と技術職の人的資源に効果のないことを証明し、公的な労働計画は事実上の適格性にとってなんらの解決にもならなかった。社会的な圧力に直面して、その当時、政府は正式なもしくは法律上の枠組みをなんらもたない失業給付を支払った。

1970年と1971-72年に追加して設けられた2つの委員会は、問題を研究し、新らしい勧告を用意した。関連を有するその法律は1972年3月に国会を通過し、1973年1月に施行された。

資格条件は失業直前の360日のうち180日（日雇労働者では150日）間の就労日数を要求している。年齢制限は給付が20歳から男子で65歳、女子で60歳の年金年齢まで支払われるということを示している。若年（15-18歳）の人び

とも、かれらが以前に労働力として参加していた場合に、かれらが職業訓練センターに登録されていることを条件として、失業給付を受給することができる。この方法で、仕事から離れている期間は、職業教育によりより以上の就労機会に利用されるであろう。

他の方法でも、その法律は職業訓練、地理的および職業間の移動、傷害を蒙った労働者の職業的な社会復帰、および他の労働促進手段を奨励することにより、長期的な労働の空白を予防することを目指している。事実上の管理や監督とともに失業法の実施に対する責任は、労働大臣により任命されたある公的な委員会に託されている。その委員会は3つの小委員会——財源と予算、規則および失業の予算と生産性の向上——を通じてその機能を果す。

失業の場合に、給付は「基本的俸給」の35%から80%にわたるが、平均賃金の2分の1以下にはならないし、また、失業者を速やかに労働に復帰させる方向を目指した特殊な手段と併せて、全員に約140日間まで統一して支払われるであろうという事実は、法律の基本的な目的、つまり、雇用を促進し、かつ、最後の手段として仕事の無い人びとを財政的に援助するということを示している。

On Unemployment Insurance, Labour and National Insurance (in Hebrew with English Summary), No.3, 15 March 1974, pp.97-102; No.63, '74/75.

家族給付の選別性

Suzanne Sabathe

(フランス)

本稿には、家族給付にかんする研究が論述されており、その研究の目的は、ある給付の支払いに所得調査を採用する家族政策の新しい適合性に対する理由を調査し、かつ、社会的および組織上の結果を推論することであった。

最後までフランスで適用された方法は、補足的な所得と総収入との間になんらの関係も設けない定額の手当という基本原則にもとづいていた。しかし、1948年には、住宅手当が採用されたが、これはある上限以上の所得を除外する最初の給付であった。

総収入が給付額に影響を与えるべきかどうかということは、現在、3つの理由から緊要な問題となっており、それらの理由は家族手当の購買力の低下、出生率の低下、および財政的な検討である。

当初、俸給の指数を利用して、家族手当は1947年から政令により定められ、その時以後、それらの手当の実質的な価値は引き続き次第に低下してきた。「単一賃金」手当と「在宅母親」手当の価値は、より一層購買力を下落させてきた。

給付額のこれらの低下は、保健サービス費の目まぐるしい増加をカバーするために用いられてきた。他方では、1946年に12%に定められた家族手当拠出は、10.5%に次第に引下げられてきた。